

時給規則

2015年7月18日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合と雇用契約を締結する短時間雇用職員（非常勤）の時給について定めることを目的とする。

(時給)

第2条 職員の時給は、職員の職務内容に応じた以下の3区分の別表に基づいて、勤務成績、能力及び業務経歴等を考慮して決定する。

- (1) 短時間雇用職員（非常勤）給与表I：事務一般にかかる事務局業務
- (2) 短時間雇用職員（非常勤）給与表II：専門的知識に基づく事務局業務
- (2) 短時間雇用職員（非常勤）給与表II：高度な専門的知識に基づき事務局運営の指導にかかる業務

(初任給)

第3条 新たに採用された職員の時給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して、理事会が定める。

(昇給)

第4条 職員が、現に受けている号俸を受けるに至ったときから24ヶ月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるとき、昇給させる。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会の議を経ることとする。

短時間雇用職員(非常勤)給与表I (一般事務業務)

号俸	時給(円)
1	940
2	970
3	1,000
4	1,040
5	1,080
6	1,120

7	1,200
8	1,240
9	1,290
10	1,340
11	1,390
12	1,430
13	1,480
14	1,530
15	1,570
16	1,620
17	1,670
18	1,720
19	1,760
20	1,810
21	1,860

短時間雇用職員給与表 II
(専門的事務業務)

号俸	時給(円)
1	1,050
2	1,120
3	1,190
4	1,260
5	1,330
6	1,400
7	1,470
8	1,540
9	1,610
10	1,680
11	1,750
12	1,820
13	1,890
14	1,960
15	2,030
16	2,100
17	2,170

18	2,240
19	2,310
20	2,380
21	2,450
22	2,520
23	2,590
24	2,660

短時間雇用職員給与表

III

(事務指導業務)

号俸	時給(円)
1	4,520

附則

本規則は、平成27年7月18日から施行する。